

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町規則第9号

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則

聖籠町行政組織規則（平成10年聖籠町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「

- (1) 総務課 総務管理係、総合政策係、広報広聴係、秘書係
- (2) 税務財政課 税務係、財政係
- (3) 納税対策室
- (4) 町民課 町民サービス係、保険係
- (5) 保健福祉課 保健衛生係、福祉係、介護予防係
- (6) 生活環境課 環境推進係、地域安全係
- (7) 産業観光課 農業振興係、地域振興係
- (8) ふるさと整備課 都市計画係、工務管理係
- (9) 東港振興室 港湾係、企業係

」を

「

- (1) 総務課 総務管理係、広報広聴係、秘書係
- (2) 総合政策課 政策係、財政係
- (3) 税務課 税務係、徴収係
- (4) 町民課 町民サービス係、保険係
- (5) 保健福祉課 地域保健係、健康推進係、福祉係
- (6) 長寿支援課 高齢福祉係、介護予防係
- (7) 生活環境課 環境推進係、地域安全係
- (8) 産業観光課 農業振興係、地域振興係
- (9) ふるさと整備課 都市計画係、工務管理係
- (10) 東港振興室 港湾係、企業係

」に改める。

第3条中「

総務課

総務管理係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 議会に関する事。
- (3) 文書の收受、発送及び整理保管に関する事。
- (4) 各課の連絡調整に関する事。
- (5) 行政機構の改廃等に関する事。
- (6) 公告式に関する事。
- (7) 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 訴訟、和解及び調停の調整に関する事。
- (9) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- (10) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (11) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。
- (12) 入札参加申請及び請負業者指名選定委員会に関する事。
- (13) 入札監視委員会に関する事。
- (14) 廃置分合に関する事。
- (15) 町有財産の管理及び処分に関する事。
- (16) 庁舎維持管理に関する事。
- (17) 町有建造物の営繕及び新営工事の設計、監督等の指導及び助言に関する事。
- (18) 公有車の運行管理及び職員の運転管理に関する事。
- (19) 職員の定数、任免、服務及び分限等に関する事。
- (20) 職員の給与及び勤務時間に関する事。
- (21) 職員の年金、共済及び退職手当に関する事。
- (22) 職員の公務災害及び労働安全衛生に関する事。
- (23) 職員の研修に関する事。
- (24) 職員の出張旅費に関する事。
- (25) 請願、陳情等に関する事。
- (26) 行政相談員に関する事。

#### 総合政策係

- (1) 総合計画及び重要施策の企画調整に関すること。
- (2) 土地利用に関すること。
- (3) 地域振興に関すること。
- (4) 広域行政に関すること。
- (5) 地方分権に関すること。
- (6) 行政改革に関すること。
- (7) 男女共同参画に関すること。
- (8) 情報政策に関すること。
- (9) 行政評価に関すること。
- (10) 電源三法及び石油備蓄交付金に関すること。
- (11) 総合教育会議に関すること。
- (12) 行政不服審査会に関すること。

#### 広報広聴係

- (1) 広報広聴に関すること。
- (2) 国際交流及び国際友好に関すること。
- (3) 各種統計に関すること。
- (4) 区長会に関すること。

#### 秘書係

- (1) 庁議に関すること。
- (2) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (3) 職員団体に関すること。
- (4) 町長及び副町長の秘書に関すること。
- (5) 町長の資産等の公開に関すること。
- (6) 儀式及び交際に関すること。
- (7) ほう賞及び表彰に関すること。
- (8) 町村会に関すること。

#### 税務財政課

##### 税務係

- (1) 個人の町県民税の賦課及び徴収に関すること。

- (2) 法人の町民税の賦課及び徴収に関すること。
- (3) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）の賦課及び徴収に関すること。
- (4) 特別土地保有税に関すること。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。
- (6) 軽自動車税、町たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課並びに徴収に関すること。
- (7) 譲与税及び交付金に関すること。
- (8) 町税の調査に関すること。
- (9) 町税の諸報告に関すること。
- (10) 町税の各種証明に関すること。
- (11) 公印の管守に関すること。
- (12) 県税事務に関すること。
- (13) 国税事務に関すること。
- (14) その他税務事務に関すること。

#### 財政係

- (1) 収入及び支出命令に関すること。
- (2) 財政計画及び管理に関すること。
- (3) 予算の編成及び統制に関すること。
- (4) 資金調達及び地方債に関すること。
- (5) 地方交付税に関すること。
- (6) 財政統計に関すること。
- (7) 入札及び契約（課長専決を除く。）に関すること。
- (8) 基金に関すること。

#### 納税対策室

- (1) 町税その他徴収金の徴収に関すること。
- (2) 町税その他徴収金の滞納整理に関すること。

」を

「

総務課

## 総務管理係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 議会に関する事。
- (3) 文書の收受、発送及び整理保管に関する事。
- (4) 各課の連絡調整に関する事。
- (5) 行政機構の改廃等に関する事。
- (6) 公告式に関する事。
- (7) 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 訴訟、和解及び調停の調整に関する事。
- (9) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- (10) 行政不服審査会に関する事。
- (11) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (12) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。
- (13) 入札参加申請及び請負業者指名選定委員会に関する事。
- (14) 入札監視委員会に関する事。
- (15) 廃置分合に関する事。
- (16) 町有財産の管理及び処分に関する事。
- (17) 庁舎維持管理に関する事。
- (18) 町有建造物の営繕及び新営工事の設計、監督等の指導及び助言に関する事。
- (19) 公有車の運行管理及び職員の運転管理に関する事。
- (20) 職員の定数、任免、服務及び分限等に関する事。
- (21) 職員の給与及び勤務時間に関する事。
- (22) 職員の年金、共済及び退職手当に関する事。
- (23) 職員の公務災害及び労働安全衛生に関する事。
- (24) 職員の研修に関する事。
- (25) 職員の出張旅費に関する事。
- (26) 請願、陳情等に関する事。
- (27) 地縁団体に関する事。
- (28) 行政相談委員に関する事。

- (29) 情報政策に関すること。
- (30) 男女共同参画に関すること。

#### 広報広聴係

- (1) 広報広聴に関すること。
- (2) 国際交流及び国際友好に関すること。
- (3) 各種統計に関すること。

#### 秘書係

- (1) 庁議に関すること。
- (2) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (3) 職員団体に関すること。
- (4) 町長及び副町長の秘書に関すること。
- (5) 町長の資産等の公開に関すること。
- (6) 儀式及び交際に関すること。
- (7) ほう賞及び表彰に関すること。
- (8) 町村会に関すること。

#### 総合政策課

##### 政策係

- (1) 総合計画及び重要施策の企画調整に関すること。
- (2) 土地利用に関すること。
- (3) 地方創生に関すること。
- (4) 他市町村との連携に関すること。
- (5) 地方分権に関すること。
- (6) 行財政改革に関すること。
- (7) 政策評価に関すること。
- (8) 電源三法及び石油備蓄交付金に関すること。
- (9) 総合教育会議に関すること。

##### 財政係

- (1) 収入及び支出命令に関すること。
- (2) 財政計画及び管理に関すること。
- (3) 予算の編成及び統制に関すること。

- (4) 資金調達及び地方債に関すること。
- (5) 地方交付税に関すること。
- (6) 財政統計に関すること。
- (7) 入札及び契約（課長専決を除く。）に関すること。
- (8) 基金に関すること。

## 税務課

### 税務係

- (1) 個人の町県民税の賦課及び徴収に関すること。
- (2) 法人の町民税の賦課及び徴収に関すること。
- (3) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）の賦課及び徴収に関すること。
- (4) 特別土地保有税に関すること。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。
- (6) 軽自動車税、町たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課並びに徴収に関すること。
- (7) 譲与税及び交付金に関すること。
- (8) 町税の調査に関すること。
- (9) 町税の諸報告に関すること。
- (10) 町税の各種証明に関すること。
- (11) 県税事務に関すること。
- (12) 国税事務に関すること。
- (13) その他税務事務に関すること。

### 徴収係

- (1) 町税その他徴収金の徴収に関すること。
- (2) 町税その他徴収金の滞納整理に関すること。

」に、

「

## 保健福祉課

### 保健衛生係

- (1) 母子保健に関すること。

- (2) 成人及び老人保健に関する事。
- (3) 結核及び感染症予防に関する事。
- (4) 精神保健に関する事。
- (5) 歯科保健に関する事。
- (6) 特定疾患及び難病に関する事。
- (7) 地区組織及び健康づくりに関する事。
- (8) 臓器移植に関する事。
- (9) 災害対策に関する事。
- (10) 献血に関する事。
- (11) 保健福祉センター施設管理に関する事。
- (12) 温泉施設に関する事。
- (13) 国民健康保険診療所に関する事。
- (14) その他保健衛生業務に関する事。

#### 福祉係

- (1) 保健医療福祉計画に関する事。
- (2) 高齢化対策ネットワーク推進会議に関する事。
- (3) 高齢者サービス調整会議に関する事。
- (4) 介護保険認定に関する事。
- (5) 高齢者在宅福祉及び施設福祉に関する事。
- (6) 社会福祉協議会との連携に関する事。
- (7) 障害者福祉に関する事。
- (8) 重度心身障害者医療費助成に関する事。
- (9) 健やか老人の福祉に関する事。
- (10) 老人医療費（県単医療）助成に関する事。
- (11) 老人福祉センター管理運営に関する事。
- (12) ゲートボール場施設に関する事。
- (13) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- (14) 生活保護に関する事。
- (15) 民生委員に関する事。
- (16) 日本赤十字社に関する事。



(17) デイサービスセンター管理運営に関すること。

#### 介護予防係

- (1) 地域包括支援センターに関すること。
- (2) 新予防給付に関すること。
- (3) 地域支援事業に関すること。
- (4) 在宅介護支援センターとの連携に関すること。

」を

「

#### 保健福祉課

##### 地域保健係

- (1) 母子保健指導・相談に関すること。
- (2) 妊娠・出産・育児・発達の支援に関すること。
- (3) 成人保健指導・相談に関すること。
- (4) 生活習慣病等予防・重症化予防に関すること。
- (5) 感染症対策（予防啓発に限る。）に関すること。
- (6) 歯科保健指導・相談に関すること。
- (7) 健康づくりの普及に関すること。
- (8) 精神保健福祉に関すること。
- (9) こころの健康づくり及び自殺予防対策に関すること。
- (10) 健康教育・健康相談・訪問指導等に関すること。
- (11) 食育・栄養指導に関すること。
- (12) 災害時保健活動に関すること。
- (13) その他地域保健活動に関すること。

##### 健康推進係

- (1) 健康増進計画等に関すること。
- (2) 健康づくり推進協議会に関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 成人保健に関すること。
- (5) 歯科保健に関すること。
- (6) 難病患者等の医療費助成に関すること。

- (7) 感染症対策に関すること。
- (8) 予防接種に関すること。
- (9) 献血・骨髄バンクに関すること。
- (10) 地域医療に関すること。
- (11) 災害時医療に関すること。
- (12) 保健福祉センター施設管理に関すること。
- (13) 健康増進施設に関すること。
- (14) 国民健康保険診療所に関すること。
- (15) その他保健衛生業務に関すること。

#### 福祉係

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 社会福祉協議会との連携に関すること。
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (4) 生活保護に関すること。
- (5) 民生委員・児童委員に関すること。
- (6) 日本赤十字社に関すること。
- (7) 障がい計画に関すること。
- (8) 障がい福祉サービスに関すること。
- (9) 障がい者手帳等に関すること。
- (10) 障がい者虐待及び差別に関すること。
- (11) 障がい者に係る成年後見制度に関すること。
- (12) その他地域福祉・障がい福祉に関すること。

#### 長寿支援課

##### 高齢福祉係

- (1) 高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 老人福祉法による措置に関すること。
- (3) シルバー人材センターに関すること。
- (4) 要介護認定事務に関すること。
- (5) 高齢者福祉事業に関すること。
- (6) 高齢者の社会参画促進に関すること。

- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (8) 地域支援事業交付金に関する事。
- (9) 老人福祉センター及び高齢者生きがい交流センターの管理運営に関する事。
- (10) 地域交流館の管理に関する事。
- (11) 町営デイサービスセンターの運営に関する事。

#### 介護予防係

- (1) 地域包括支援センターの運営に関する事。
- (2) 認知症支援に関する事。
- (3) 生活支援体制整備に関する事。
- (4) 在宅医療・介護連携推進に関する事。
- (5) 高齢者に係る成年後見制度に関する事。
- (6) 地域ケア会議に関する事。
- (7) 指定介護予防支援に関する事。
- (8) 介護予防ケアマネジメントに関する事。
- (9) 一般介護予防事業に関する事。

」に、

「

#### ふるさと整備課

##### 都市計画係

- (1) 都市計画の計画調整に関する事。
- (2) 都市計画事業に関する事。
- (3) 開発行為及び建築確認に関する事。
- (4) 住宅耐震に関する事。
- (5) 空き家再生支援センターに関する事。
- (6) 都市緑化及び環境美化に関する事。
- (7) 町営住宅に関する事。
- (8) 都市公園に関する事。
- (9) 国土調査に関する事。

」を

「

ふるさと整備課

都市計画係

- (1) 都市計画の計画調整に関すること。
- (2) 都市計画事業に関すること。
- (3) 開発行為及び建築確認に関すること。
- (4) 住宅耐震に関すること。
- (5) 都市緑化及び環境美化に関すること。
- (6) 町営住宅に関すること。
- (7) 都市公園に関すること。
- (8) 国土調査に関すること。

」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。